

指定通所介護サービス
重要事項説明書

株式会社 虹空

デイサービスセンター遊馬

通所介護 重要事項説明書

2024 年 6 月 1 日現在

1、当センターが提供するサービスについての窓口

電 話 0270-62-2550（8：30～17：30）

管理責任者及び生活相談員まで

※ご不明な点は何なりとお尋ねください。

2、当センターの概要

（1）事業所名等

事業所名	デイサービスセンター 遊馬
所在地	〒39-2202 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町 786-1
介護保険指定番号	1070404320
サービス提供地域	伊勢崎市、前橋市、みどり市、桐生市 太田市 明和町
営業時間	8：30～17：30
定休日・休業日	定休日：土曜日 日曜日 年末年始（12/31～1/2）
サービス提供時間	9：00～16：30（送迎時間を除く）
1日の利用定員	25名

（2）職員体勢

管理者 1名（常勤1名 生活相談員、介護職と兼務）

生活相談員 3名（常勤3名うち1名管理者と兼務、2名介護職員・他施設と兼務）

介護職員 11名（うち3名生活相談員と他施設兼務、うち3名看護職員員・機能訓練指導員・他施設兼務）

看護職員 3名（常勤3名機能訓練指導員・介護職員・他施設兼務）

機能訓練指導員 3名（常勤3名看護職員・介護職員・他施設兼務）

(3) 設備の概要

一般浴室 1 個 相談室 1 室 静養室 1 室 厨房室 1 室 食堂兼機能訓練室 1 室

3、サービス内容

送迎	職員が専用の送迎車で玄関口までお迎え、午前 9 時 0 0 分までに当センターに到着します。お帰りは午後 4 時 3 0 分以降、当センターを出発し玄関口までお送りします。
食事	おかずは委託。ご飯とみそ汁は施設でご用意し、食事を提供いたします。
入浴	一般浴室では、介助を必要とされない方はご自身で入浴できます。また、介助が必要な方は職員がお手伝いいたします。
生活相談	生活相談員が各種の相談に応じます。

4、利用料金(1 日につき)＊ **詳細は別紙 利用料金表を参照ください**

通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護保険の認定を受けられている方の**利用料は各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。**

＊利用時間：7 時間以上 8 時間未満

	利用料 (送迎含む)			入浴介助加算 I		
	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
要介護 1	667 円	1,334 円	2,001 円	41 円	82 円	123 円
要介護 2	787 円	1,574 円	2,361 円	41 円	82 円	123 円
要介護 3	912 円	1,824 円	2,736 円	41 円	82 円	123 円
要介護 4	1,037 円	2,074 円	3,111 円	41 円	82 円	123 円
要介護 5	1,164 円	2,328 円	3,492 円	41 円	82 円	123 円

＊加算体制

介護職員等処遇改善加算 II 加算率 9.0%

若年性認知症利用者受入加算：一回当たり 61 円 (1 割負担の場合)

○昼食代 550 円

○その他、オムツ等の日常生活上の便宜に係る費用は実費。

基本的には紙おむつは持ち込みとするが、施設の物を使用した場合は下記の料金とする。

おむつ代 100円

リハビリパンツ 80円

尿取りパット 50円

(交通費) 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の交通費は、通常事業の実施地域を超えた地点から居宅まで1kmあたり50円とする。

(時間外サービス) お客様の選択・希望により通常時間を越えて提供した場合、9時間以上10時間未満で51円(1割負担の場合)を負担していただくことになります。

支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたします。月末までに当センター窓口にて現金、またはお振込にてお支払ください。お振込の場合、振り込み手数料は自己負担とさせていただきます。ご指定の口座引き落としも可能です。

なお、窓口お支払いの場合は領収書を発行いたします。お振込の場合はご希望が無い限り、金融機関発行の振込明細書を領収書と替えさせていただきます。

5、サービスの利用方法

1 サービスの利用開始

まずはお電話等でご連絡ください。当センター職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にケアマネージャーとご相談下さい。

2 サービス契約の終了

①利用者のご都合で契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書にてご通知下さい。

②当センターの都合で契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には双方の通知が無くとも自動的に契約を終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。（この場合、別のサービスを受けるご相談に応じます）
- ・ 利用者が亡くなられた場合。

④その他の終了

- ・ 当センターが正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者及びご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当センターが破産した場合には、利用者は文書にて解約を申し出ることで即座に契約を終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金支払の催告をしたにもかかわらず一週間以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者ご家族などが当センター及び職員に対して契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合があります。

6、当センターの特徴

（1）運営の方針

- ・ 当センターの職員は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の援助を行なう。
- ・ 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供と、サービスの質の向上に努める。

（2）サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
サービスの時間延長	有	
職員への研修	有	年2回の研修を行ないます。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

①送迎時間の連絡

初めての利用者には前日に電話連絡をいたします。利用者の数の状況等により、サービス提供時間が変わる場合にも電話で連絡をいたします。

②体調確認

当センターに到着後、体温・血圧を測定し、声掛け等で体調を確認いたします。

③体調不良等によるサービスの中止・変更

体温が平熱以上の場合や、通常の血圧よりも変化が著しい場合は入浴等を中止させていただく場合があります。また、体調不良が著しい場合はご家族に連絡をとり、病院等へお送りします。

④お食事のキャンセル

上記の体調不良が著しい場合などにはキャンセル可能です。ただし、当センター到着後のお申出についてはその他実費の返金はいたしません。

⑤設備・器具のご利用

職員の適正な指導のもとご利用いただけます。

7、緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化があった場合には、契約書別紙にて事前にご指定いただいた、主治医、親族、居宅介護支援事業者、救急隊等へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

○緊急時(意識が無い場合等)

救急車を要請及び主治医に連絡 → 家族等へ連絡 → 必要に応じ管理者等へ連絡 → 関係機関への連絡

○軽度の場合(意識がある場合等)

主治医に連絡し指示を受ける → 必要に応じ病院受診(救急車要請有) → 家族等へ連絡 → 必要に応じ管理者等へ連絡 → 関係機関への連絡

8、非常災害対策

- ・ 防災時の対応 …… 防火管理体制により対応します。
- ・ 防災設備 …… 消防署の定期的な検査・指導のもと整備されています。
- ・ 防災訓練 …… 年2回以上、訓練を実施しています。

9、事故発生時の対応について

- 1 当事業者は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の 家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- 3 当事業所は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10、サービスに関する苦情申し立て及び相談

(1) 当センターご利用者相談・苦情窓口

担当者 管理責任者（新井 悦子）電 話 0270-62-2550

(2) その他

当センター以外に、市町村及び国民健康保険団体連合会への苦情申し立てができます。

・ご利用者相談・苦情窓口 電話連絡先

伊勢崎市 介護保険課 0270-27-2743

前橋市 介護保険課 027-898-6132

みどり市 介護高齢課 0277-76-0974

桐生市 長寿支援課 0277-46-1111（代）

太田市 長寿安心課 0276-47-1829

明和町 介護保険係 0276-84-3111（代）

群馬県国民健康保険団体連合会 0272-90-1319（代）

1 1、運営法人の概要

法 人 名 株式会社 虹空

代 表 者 代表取締役 布川 雄一郎

所 在 地 〒379-2202 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町 786-1

電 話 0 2 7 0 - 6 2 - 2 5 5 0

1 2、個人情報について

デイサービスセンター遊馬において、業務上知り得た、私並びに家族の個人情報を医療上必要がある場合、もしくはサービス担当者会議で他事業者との連携を図る等正当な理由がある場合に、必要な情報を公開したり、提供していただくことがあります。

1 3、身体拘束の禁止

身体拘束は禁止する。ただし、「緊急やむを得ない」の全ての要件

- ① 利用者本人の生命の危険又は、他の利用者に生命の危険にさらされる場合
- ② 身体拘束以外に代替える介護が無い場合
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

に該当した場合は、多職種協議で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。

1 4、高齢者の虐待防止

高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報する。

1 5、第三者評価など

第三者による実地調査等 有 (無)

令和 6 年度より

1 6、下記条項を追加させていただきます。

衛生管理等

- (1) 介護職員等の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を設置、定期開催するとともに、その結果について従業者に周知いたします。
- ② 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備しております。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施します。

業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害時の発生等において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

虐待・身体拘束の防止について

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待および身体拘束等の発生を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における虐待防止、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置、定期開催するとともに、その結果について従業者に周知いたします。
 - ② 事業所における虐待防止、身体拘束等の適正化のための指針を整備しております。
 - ③ 従業者に対し、虐待防止、身体拘束等の適正化のための定期的な研修等の必要な措置を講じます。
 - ④ 事業者は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
 - ⑤ サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。
 - ⑥ 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者または家族等に同意を得るとともに、その状態および時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い2部作成し、1部を当社控、1部をご利用者様に交付いたします。

説明者名 デイサービスセンター 遊馬

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領し、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

代筆者住所

氏 名

印

続柄

家族代表住所

氏 名

印

続柄